

消防団幹部役員等会議次第（第1回）

日 時 令和5年7月19日（水）午後7時～
場 所 役場庁舎3階 第2・3会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 案 件

(1) 各種イベント等の警備について

(2) 令和5年度防災訓練について

(3) 令和5年度合同消防訓練について

(4) その他

① 7月23日（日） 厚木市消防操法大会

② 9月2日（土） かながわ消防フェア

③ 9月3日（日） 厚木市震災対応訓練

4 閉 会

清川村消防団幹部役員等名簿

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日

No.	区分	役職名	氏名	備考
1	本部	団長	小島高德	
2		副団長	川田美徳	欠席
3		副団長	尾澤孝徳	
4		本部付分団長	小俣直明	
5	第1分団	分団長	城所憲裕	
6		副分団長	青木高人	
7	第2分団	分団長	佐藤正明	
8		副分団長	岩澤裕之	
9	第3分団	分団長	山田和美	
10		副分団長	井上正人	
11	第4分団	分団長	落合康弘	
12		副分団長	橋本直人	
13	役場消防隊	隊長 (分団長)	清水洋一	欠席

令和5年度各種イベント等警備計画予定表

R5.7.10 現在

実施日	イベント等名称	警 備 担 当		
		R 4 年 度	R 5 年 度	R 6 年 度
8 月 12 日 (土)	青 龍 祭	本 4 分 部 団	本 4 分 部 団 3 分 分 団	本 4 分 部 団
8 月 15 日 (火)	宮ヶ瀬ふるさとまつり	本 部 A : 2 分 団 B : 3 分 団 園 地 : 1 分 団	本 部 A : 2 分 団 B : 3 分 団 園 地 : 1 分 団	本 部 A : 3 分 団 B : 1 分 団 園 地 : 2 分 団
8 月 27 日 (日)	防 災 訓 練	全 団 員	全 団 員	全 団 員
9 月 2 日 (土)	八 幡 神 社 祭 礼 ※	2 分 団	2 分 団	3 分 団
11 月 下 旬 予 定	宮ヶ瀬クリスマス みんなのつどい	本 4 分 部 団	本 4 分 部 団	本 4 分 部 団
12 月 下 旬 予 定	11月25日(土) ~ 12月25日(月)	本 1 分 部 団	本 1 分 部 団	本 2 分 部 団



令和5年6月16日

清川村長 岩澤 吉美 様

第37回青龍祭実行委員会
会長 五本木 半平



第37回青龍祭実施に伴う消防団の協力について(依頼)

時下、貴職におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記のことについて、別紙実施計画のとおり第37回青龍祭を実施することになりました。

つきましては、貴職下消防団の協力について、特段の御配慮賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 令和5年8月12日(土) 午後7時30分から終了まで
※雨天の場合は、13日(日)に順延
2. 会 場 清川村運動公園野球場及び柳梅地区周辺
3. 内 容 ①花火打上げ箇所周辺の警戒
②青龍祭会場の警戒及び「昇龍の儀」後の消火
4. 配置場所 別紙参照

事務担当は、
教育委員会事務局生涯学習課
電話：046-288-3733 (直通)

第37回青龍祭実施計画

1. 目的 江戸時代天保のころから昭和初期にかけて、煤ヶ谷地区で行われた雨乞いの「雌龍・雄龍」を、清川村の伝統文化「青龍祭」として再現・継承し、住民相互のふれあいを深めて、地域福祉の向上と青少年の健全育成を図るとともに、観光立村に寄与する。
2. 期 日 令和5年8月12日(土) 雨天順延13日(日)
3. 主 催 青龍祭実行委員会・清川村・清川村教育委員会
4. 共 催
 - ・清川村子ども会連絡協議会
 - ・清川村青少年指導員連絡協議会
 - ・清川村商工共栄会
 - ・清川村交通安全指導隊
 - ・清川村消防団
 - ・清川村PTA連絡協議会
 - ・清川村立緑小学校
 - ・青龍保存会
 - ・清川村スポーツ推進委員連絡協議会
 - ・清川村煤ヶ谷婦人会
 - ・清川村建設協力会
 - ・清川村自治会長連絡協議会
 - ・清川村緑ことぶき連合会
 - ・清川村立緑中学校
5. 後 援(申請予定)
 - ・清 川 村 議 会
 - ・清川村文化財保護委員
 - ・社会福祉法人 清川村社会福祉協議会
 - ・厚木市農業協同組合清川支所
6. 会 場 緑小学校校庭(入魂式)
清川村運動公園(本祭)

7. 日程 12日(土) 【予備日13日(日)】
- ・天候判断 7:30(会長・事務局)
 - ・青龍祭会場準備 8:00(運動公園)
 - ・実行委員等集合 13:00(緑小学校)
 - ・入魂式 13:40~14:10
 - ・パレード 14:30(出発)~16:30(運動公園着)
 - ・受付開始 17:30
 - ・青龍祭本祭 18:00~20:00
- ①開幕セレモニー ④昇龍儀式
 ②アトラクション ⑥打上花火
 ③青龍渡御 ⑦閉幕宣言

8. 祈願札 青龍に願いを託すため、祈願札を当日販売する。

・家内安全・交通安全・学業成就・商売繁盛・自由札の5種類
販売価格 祈願札 1枚 100円

煙火消費プログラム

時 間	煙火の種類	数 量	備 考	指示
7:30	打上花火3号玉 合図用	2発	天候判断(運動公園)	なし
13:00	打上花火3号玉 合図用	2発	パレード集合合図 (緑小学校)	なし
14:30	打上花火3号玉 合図用	2発	パレード(緑小学校)	なし
18:00	打上花火3号玉 合図用	2発	開幕宣言時(運動公園)	あり
19:40	打上花火2.5号玉 昇天用	12発	昇龍の儀(運動公園)	あり
19:50	打上花火2.5号玉 送り① スターマインNO.1 (2.5号玉 24発) 打上花火2号玉 送り② 仕掛花火(1箱) 打上花火2.5号玉 仕掛花火(1箱) 仕掛花火(1箱) スターマインNO.2 (2.5号玉24発)	12発 1台 10発 1台 12発 1台 1台 1台	打上花火(柳梅地区) 《約4分間》	あり

令和5年7月 日

清川村長 岩澤 吉美様
清川村消防団長 小島 高德様

宮ヶ瀬水の郷イベント実行委員会
実行委員長 小島 多岐子

消防団派遣のお願い

「第37回 宮ヶ瀬ふるさとまつり」(花火大会) 実施にあたり、下記の通り清川村消防団を派遣していただきますようお願いいたします。

記

日時 令和5年8月15日(火)
午後6時～午後8時まで

派遣場所 園地内の花火打ち上げ場所周辺3箇所
(別紙の通り)

内容 宮ヶ瀬ふるさとまつり当日の消防安全監視

以上

消費プログラム

消費場所：宮ヶ瀬

令和5年8月15日

時間	摘要	数量	備考
19:30	打上花火 2.5号玉	30発	
	打上花火 3号玉	20発	
	打上花火 4号玉	16発	
	打上花火 5号玉	6発	
	スターマイン 1	1台	
	打上花火 2.5号玉	30発	
	打上花火 3号玉	20発	
	打上花火 4号玉	16発	
	打上花火 5号玉	6発	
	仕掛小型煙火		
	スターマイン 2	1台	
	打上花火 2.5号玉	10発	
	打上花火 3号玉	40発	
	打上花火 4号玉	16発	
	打上花火 5号玉	12発	
スターマイン 3	1台		
19:55			

* すべて電気点火方式により打ち上げ



令和5年度清川村防災訓練実施計画

1 訓練の目的（重点）

災害時において被害を最小限に抑えるためには、隣近所や自治会での助け合いによる「地域ぐるみ」の防災体制を確立しておくことが重要であるため、防災訓練を通じて自主防災隊の組織力のより一層の強化と自主防災隊を構成する住民各自の災害に対するさらなる意識の高揚を図り、災害に強い村づくりを目指すことを目的とする。

2 訓練の内容

(1) 大規模地震警戒訓練（情報伝達訓練等）

警戒対応訓練

日時 令和5年8月27日（日）午前6時30分から9時まで

場所 役場ほか

- 内容
- ① 情報伝達訓練
 - ② 災害対策本部（緊急参集訓練、設置訓練、審議訓練）
 - ③ 消防団員等非常招集訓練
 - ④ 広報・巡回警備訓練
 - ⑤ 警察警備訓練

(2) 発災対応訓練（避難訓練等）（小雨決行、荒天中止）

災害時応急活動訓練

日時 令和5年8月27日（日）午前9時から11時30分まで

場所 清川村内各所

- 内容
- ① 情報収集訓練
 - ② 避難訓練
 - ③ 交通整理訓練
 - ④ 救出救護（安全確認）訓練
 - ⑤ 初期消火訓練（消火栓・水消火器）
 - ⑥ 水防訓練（土のう作り）
 - ⑦ 災害弱者避難誘導訓練
 - ⑧ 炊き出し訓練
 - ⑨ 特設電話設置訓練
 - ⑩ 安否確認訓練（災害伝言ダイヤル）
 - ⑪ 配給訓練（配給物品）

⑫ FM放送による情報伝達訓練

⑬ かながわシェイクアウト(いっせい防災行動訓練)

※ ⑤水消火器、⑥土のう作り、⑦避難誘導、⑧炊き出し、⑨特設電話設置訓練については、訓練会場ごとに指定された訓練を実施する。

※ 天候判断…午前8時、中止の放送…午前8時30分

※ 札掛地区防災訓練日 9月上旬

3 主催 清川村

4 参加・協力団体

- (1) 各地区自主防災隊
- (2) 清川村消防団
- (3) 清川村役場消防隊
- (4) 清川村交通安全指導隊
- (5) 清川村建設協力会
- (6) 清川村消防災害支援隊
- (7) 神奈川県厚木警察署
- (8) 宮ヶ瀬レイクサイドエフエム放送機構株式会社
- (9) 清川村社会福祉協議会
- (10) 東日本電信電話株式会社
- (11) 神奈川県LPガス協会厚木支部
- (12) 厚木市北消防署清川分署

5 訓練の想定

(1) 警戒対応訓練(南海トラフ地震想定)

警戒訓練

- 8月27日(日)午前6時30分、東海地域の地震観測データに異常な現象が捉えられ調査を開始したため、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」を発表した。
- 気象庁は、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し南海トラフ沿いの大規模地震との関連性が検討されることとなった。
- 村は、南海トラフ地震臨時情報により災害対策本部の本部長、本部長、本部事務局及び必要な職員を緊急招集し、本部の設置準備に入る。
- 同日午前8時30分、南海トラフの想定震源域内で大きな地震が発生

したことから、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された。

- ・ 村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表と同時に災害対策本部を設置し、事前の重要な緊急対策について協議し、その対応措置を推進するため会議を開催する。

また、併せて災害対策本部員以外の防災関係者等を非常招集し、事前対策に万全を期することとした。

(2) 発災対応型訓練（南関東地震想定）

災害時応急活動訓練

- ・ 8月27日（日）午前9時、相模トラフを震源域とする大規模地震（マグニチュード7.9、本村は震度6弱）が発生した。
- ・ この地震により村内各所で家屋の倒壊、山崩れや崖崩れの被害、その他火災、道路や橋梁の損壊等が発生し、多数の負傷者が出た。
また、水道・電気・通信等の各ライフラインにも被害が発生し、交通機関もマヒ状態に陥った。
- ・ 村、防災関係機関及び住民等は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、各種応急活動を実施した。

6 その他

- (1) 訓練の実施内容の細部及び実施に必要な事項については、別に定める。
- (2) 各自治会は、訓練終了後、自主防災倉庫の資機材等の点検を行う。
- (3) 各地区自主防災隊は、自主防災組織の再確認を行い、必要に応じ組織内の活動に関し役割を分担するなどして組織の強化に努める。

防災訓練進行状況一覧表

時間	経過状況	訓練等の内容
6:30	<p>○情報伝達訓練</p> <p><u>南海トラフ臨時情報受信</u></p>	<p>○ 役場警備員は、県防災行政通信網による南海トラフ臨時情報受信の想定により、直ちに次の経路により情報を伝達する。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[役場警備員] --> B[総括参事兼総務課長 (-)] A --> C[防災担当課長 (-)] A --> D[防災交通係 (-)] B --> E[総務課職員] C --> E D --> E </pre> </div> <p>○ 総務課職員は、警備員からの情報により役場へ登庁し、臨時情報に関する情報を収集する。</p> <p>○ 総務課職員は、村長の指示により住民に対して臨時情報発表された旨等を防災行政無線で伝達し、併せて役場職員及び消防関係者等を自宅待機させる。</p>
7:00	<p>○情報伝達訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 村長 ・ 副村長 ・ 教育長 ・ 消防団長 	<p>○ デジタル無線機が配備されている災害対策本部員の通信訓練を行う。</p>
8:00	<p>○災害対策本部緊急参集訓練</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 村長 ・ 副村長 ・ 教育長 ・ 参事 ・ 会計管理者 ・ 各課等の長 ・ 消防団長 ・ 交通安全指導隊長 ・ 建設協力会長 ・ 清川分署長 	<p>○ 村長は、総務課職員からの情報により災害対策本部設置準備のため、本部員を緊急招集する。</p> <p>【登庁の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 村長、副村長、教育長、参事、消防団長は、デジタル無線機の情報により直ちに役場へ登庁する。 ・ 村内居住職員（対策本部員）、交通安全指導隊長及び建設協力会長は、防災行政無線（同報系）の情報により直ちに役場へ登庁する。 ・ 村外居住職員（対策本部員）は、一般電話の情報により直ちに役場へ登庁する。 <p><u>※発災対応型訓練は、小雨決行、荒天中止。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>天候判断は、午前8時。</u> ・ <u>小雨決行の場合は、1次避難場所までの訓練とする。役場職員配置・役割分担は変更する。</u>
8:30	<p><u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表</u></p> <p>○災害対策本部設置訓練</p>	<p>○ 防災担当課長は、県防災行政通信網により受信した南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の情報を村長に報告する。</p> <p>○ 村長は、災害対策本部を役場3階第2・3会議室に設置し、直ちに事前の対策等について会議を開催する。</p>

時 間	経 過 状 況	訓 練 等 の 内 容
	<p>○災害対策本部審議訓練 【8:35~】</p> <p>○消防団の非常招集訓練</p> <p>○消防災害支援隊の非常招集訓練</p> <p>○交通安全指導隊の非常招集訓練</p> <p>○清川村建設協力会</p>	<p>○ 村長、副村長、教育長、参事、消防団長、交通安全指導隊長、建設協力会長、各課等の長及び厚木市北消防署清川分署長は、第2・3会議室へ集合する。</p> <p>○ 総務課職員は、災害対策本部長からの指令により、防災行政無線により消防団、消防災害支援隊、交通安全指導隊、建設協力会を非常招集する。</p> <p>○ 消防団は、防災行政無線の情報により各分団詰所へ集結し、地震に備えて待機する。</p> <p>○ 消防災害支援隊は、防災行政無線の情報により各消防団詰所へ集結し、地震に備えて待機する。</p> <p>○ 交通安全指導隊は、防災行政無線の情報により役場に集結し、地震に備えて待機する。</p> <p>○ 清川村建設協力会は、防災行政無線の情報により役場4階（住民センター）に集結し、地震に備えて待機する。</p>
8:40	○ 消防団 の広報・巡回警備訓練①	○ 消防団 は、消防車両で地元住民に対して南海トラフ地震臨時情報が発表された旨と防災措置の徹底等について、地震発生前まで広報活動を行うとともに、災害発生前まで管轄地域の巡回警備にあたる。
8:45	避難訓練の準備	○ 役場職員のうち訓練会場を担当する職員は、9:30から開始する発災対応型訓練に対応するため、第2次避難場所へ移動し準備する。
9:00	<p>緊急地震速報放送</p> <p>地震発生</p> <p>かながわシェイクアウト</p> <p>○各地区自主防災隊の避難訓練</p>	<p>○ 防災行政無線で緊急地震速報（訓練用）を放送する。</p> <p>○ 地震に備え、身を守るために、安全な場所へ移動する。</p> <p>○ 各自、地震に対し、次の安全確保行動を実施する。</p> <p>① 姿勢を低くして</p> <p>② 頭を守り</p> <p>③ 動かない（1分間）</p> <p>○ 防災行政無線により地震に関する情報を住民に伝達し、住民の避難を呼びかける。</p> <p>○ 住民は、発災と同時に身の安全の確保と火の始末をして、揺れがおさまった後、自治会で決められた第1次避難場所へ避難し、その後、村で指定した第2次避難場所（訓練会場）へ避難する。</p> <p>○ 各地区自主防災隊情報収集伝達班は、避難人員を確認し、自主防災隊長に報告する。</p> <p>○ 各地区自主防災隊長は、情報収集伝達班から報告を受けた避難人員を取りまとめ、訓練会場で役場職員に報告する。</p>

時 間	経 過 状 況	訓 練 等 の 内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ○救出救護（安全確認）訓練 ○役場職員情報収集班の情報収集訓練 ○厚木警察署の巡回警備訓練 ○警察・交通安全指導隊の避難誘導及び交通整理訓練 ○建設協力会によるパトロール訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各地区自主防災隊救出救護班は自治会内を巡回し、住民の安否確認と家屋の点検を行う。（訓練終了まで適宜） ○ 訓練会場担当の役場職員は、各地区自主防災隊長から避難人員の報告を受け次第、携帯電話等により速やかに災害対策本部へ報告する。 ○ 訓練対象地域の警備のため、訓練終了時までパトカーで巡回警備を行う。 ○ 厚木警察署及び交通安全指導隊は、村内の交差点等へ配置につき、住民が安全に避難できるよう誘導及び交通整理を行う。 ○ 道路の崩壊や山崩れの状況など、村内をパトロールする。
9 : 3 0	<ul style="list-style-type: none"> ○各地区自主防災隊の初期消火訓練 ○水防訓練 ○災害弱者避難誘導訓練 ○炊き出し訓練 ○特設電話設置訓練 ○消防団の巡回警備訓練② ○各地区自主防災隊への配給訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各地区自主防災隊は、訓練会場で役場職員及び消防団員の指導により、消火栓による初期消火訓練を行う。<u>1、7、9班</u>の自主防災隊は、水消火器の訓練を併せて行う。 ○ <u>2、5班</u>の自主防災隊は、訓練会場で建設協力会、消防団員の指導により、土のうを作り、積み上げる。 ○ <u>3、10班</u>の自主防災隊は、訓練会場で村社会福祉協議会職員等の指導のもと災害弱者を疑似体験し、避難誘導等の訓練を行う。 ○ <u>4、8班</u>の自主防災隊は、訓練会場で役場職員の指導によりLPガスを使用した炊き出し訓練を行う。また、神奈川県LPガス協会厚木支部からLPガスの支援を受ける訓練を併せて行う。 ○ <u>6班</u>の自主防災隊は、訓練会場で役場職員及びNTT東日本の職員の指導により、金翅自治会館に設置された特設公衆電話を使用し、災害伝言ダイヤルを活用した安否確認訓練を行う。 ○ 消防団各分団は、訓練会場を巡回し、訓練会場の警備等を実施する。 ○ 各地区自主防災隊給食給水班は、役場職員より配給物品を受領する。 受領した配給物品（啓発物品）を、訓練参加者へ配布する。
1 0 : 3 0	<p>訓練会場における訓練の終了</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各地区自主防災隊は、訓練会場担当の役場職員の指示により解散する。

時 間	経 過 状 況	訓 練 等 の 内 容
	<p>○自主防災倉庫の資機材点検及び自主防災組織の確認</p>	<p>○ 各地区自主防災隊長及び防災班は、防災倉庫の資機材点検及び自主防災組織の再確認を行う。</p> <p>○ 防災行政無線により役場職員、消防団、交通安全指導隊、建設協力会及び消防災害支援隊に対して、午前11時15分までに役場に集合する旨を放送する。</p>
11:15	○訓練の講評	<p>○ すべての訓練を終了した役場職員、厚木警察署、消防団、交通安全指導隊、建設協力会、消防災害支援隊及び清川村社会福祉協議会、神奈川県LPガス協会厚木支部は、役場に集合して村長から訓練の講評を受ける。</p>
11:30	<u>訓 練 終 了</u>	○ 訓練終了の旨を防災行政無線により放送する。

避難場所・訓練会場等一覧

消防団・交通安全指導隊・建設協力会・村職員等配置表

1 訓練会場等一覧

令和5年8月27日(日)

班	自治会名	第1次避難場所	第2次避難場所及び無線機等	訓練項目	役場職員及び使用車両	消防団 交通安全指導隊 消防災害支援隊 建設協力会
1班	法論堂	自治会で決めた場所	朝倉直樹氏 庫横 ●水消火器 携帯電話(保福)	避難 情報 救出 初期 消火 配	4人 ★ [車両] ADバン	3分 指導 団
	柿の木平	"				
	坂尻	"				
2班	古在家	"	農道和田線 高岸橋地 ●土のう作り (砂当日搬入) 衛星電話No.2	避難 情報 救出 水防 消火 配	4人 ★ [車両] 銀クリッパー	3分 指導 支援 建設 協力 会
	曲師宿	"				
	荒井	"				
3班	寺家谷戸	"	ゲートボール場 ●避難誘導訓練 携帯電話(総務) No.2	避難 情報 救出 避難 消火 配	5人 ★ [車両] まち白トラ 税住白トラ	2分 3分 指導 支援 団
	谷太郎	"				
	下原	"				
	根岸	"				
4班	中里	"	片原橋脇空地 ●炊き出し 衛星電話 No.1	避難 情報 救出 炊消 配	4人 ★ [車両] 保福ワゴン	2分 指導 団
	大野	"				
	片原	"				
5班	新屋敷	"	運動公園 子供広場 ●土のう作り (砂当日搬入) 携帯電話(税住) No.2	避難 情報 救出 水防 消火 配	5人 ★ [車両] ハイエース	2分 指導 支援 建設 協力 会
	柳梅	"				
	別所	"				
	尾崎	"				

班	自治会名	第1次避難場所	第2次避難場所及び無線機等	訓練項目	役場職員及び使用車両	消防団交通安全指導隊 消防災害支援隊 建設協力会
6班	清水ヶ丘区 1区 2区 3区 4区 5区	自治会で決めた場所	清水ヶ丘場 ●特設電話(総務) No. 4 携帯電話	避難救助特配 情報救出 難集護話 救救電 出撮火 給給	6人★ [車両] 産観キャラバン	1分団 2分分 指支導 支援隊
7班	金翅沖	"	元きのご園敷地 ●水消火器 携帯電話(総務) No. 1	避難救助初配 情報救出 難集護火 救救消 出期消 給給	4人★ [車両] 白クリッパー	1分団 指支導 支援隊
	金翅前	"				
8班	宮野	"	寺鐘・伊従氏宅 前空地 ●炊き出し 携帯電話(税住) No. 3	避難救助初配 情報救出 難集護し 救救出 出き火 給給	4人★ [車両] エブリイ	1分団 指支導 支援隊
	御門	"				
	寺鐘	"				
9班	上舟沢	"	舟沢自治会館前 ●水消火器 携帯電話(まち)	避難救助初配 情報救出 難集護火 救救消 出期消 給給	4人★ [車両] 保福バン	1分団 指支導 支援隊
	下舟沢	"				
10班	宮ヶ瀬区 1区 2区	"	宮山運動場 ●避難誘導訓練 携帯電話(税住) No. 1	避難救助初配 情報救出 難集護誘 救救導 出難火 給給	4人★ [車両] フィットシャトル	4分団 指支導 支援隊
	宮ヶ瀬区 3区	"				
11班	札掛	"	県立札掛森の家 ●水消火器	避難救助初配 情報救出 難集護火 救救消 出期消 給給	総務課職員	—

* 各自治会自主防災隊は、避難場所での訓練終了後、各自治会の防災倉庫の資機材を点検する。

防災訓練巡視計画書

1. 3班から5班までの巡視

- (1) 巡視者 ①村長 ②副議長 ③副団長
- (2) 時間 9:30~10:30
- (3) 車両 村長車 (運転:花上技師)
- (4) 行程
 - ① 3班 ゲートボール場 (寺家谷戸、谷太郎、下原、根岸)
 - ② 4班 片原橋横空地 (中里、大野、片原)
 - ③ 5班 運動公園子供広場 (新屋敷、柳梅、別所、尾崎)

2. 6班から9班までの巡視

- (1) 巡視者 ①教育長 ②参事 ③副団長
- (2) 時間 9:25~10:30
- (3) 車両 リーフ (運転:)
- (4) 行程
 - ① 9班 舟沢自治会館前 (上舟沢、下舟沢)
 - ② 8班 伊従氏宅前 (宮野、御門、寺鐘)
 - ③ 7班 元きのこ園敷地 (金翅沖、金翅前)
 - ④ 6班 清水ヶ丘子供広場 (清水ヶ丘1~5区)

3. 1班、2班、10班の巡視

- (1) 巡視者 ①副村長 ②議長 ③団長
- (2) 時間 9:25~10:30
- (3) 車両 議長車 (運転:)
- (4) 行程
 - ① 2班 農道和田線沿空地 (古在家、曲師宿、荒井)
 - ② 1班 朝倉氏車庫横 (法論堂、柿ノ木平、坂尻)
 - ③ 10班 南山運動場 (宮ヶ瀬1~3区)

令和元年度清川村防災訓練参加人員一覧(令和元年9月4日13時更新)

1. 日時 ① 令和元年8月25日(日) 午前6時30分
② 令和元年9月4日(水) 午前10時00分

2. 天候 ① 晴れ
② 晴れ

3. 参加者内訳

No.	区 分	人数	備 考
1	幹部職員	7	村長、副村長、教育長、杉山参事、折田参事、川瀬参事、山口参事
2	役場職員	51	消防隊 0 職員 41 総 10
3	議会議員	2	議長、副議長
4	消防団	49	団本部 5 ① 13 ② 11 ③ 11 ④ 9
5	交通安全指導隊	21	
6	清川アマチュア無線クラブ	8	
7	清川村建設協力会	11	
8	清川村消防災害支援隊	5	
9	厚木警察署	2	煤ヶ谷駐在所勤務員、宮ヶ瀬駐在所勤務員
10	社会福祉協議会	3	
11	宮ヶ瀬レイクサイトエフエム	2	
12	神奈川県LPガス協会	8	
13	NTT東日本神奈川事業本部	5	
14	厚木市北消防署清川分署	1	
15	自主防災隊	615	8/26開催 609 9/4 開催(札掛) 6 平成30年度 645名(-30)H30.8.26開催(晴れ)
参加者総数		790	※8/25開催: 784 平成30年度 816名(-32)

自治会の参加状況

班	自治会名	男	女	計	人口	参加率
1	法 論 堂	8	5	13	90	14.44%
	柿 ノ 木 平	7	8	15	41	36.59%
	坂 尻	8	11	19	60	31.67%
	計	23	24	47	191	24.61%
2	古 在 家	8	7	15	46	32.61%
	曲 師 宿	5	5	10	37	27.03%
	荒 井	5	4	9	26	34.62%
	計	18	16	34	109	31.19%
3	谷 太 郎	2	5	7	65	10.77%
	寺 家 谷 戸	9	5	14	38	36.84%
	下 原	9	6	15	68	22.06%
	根 岸	24	23	47	260	18.08%
	計	44	39	83	431	19.26%
4	中 里	4	12	16	53	30.19%
	大 野	9	5	14	61	22.95%
	片 原	11	13	24	167	14.37%
	計	24	30	54	281	19.22%
5	新 屋 敷	6	4	10	83	12.05%
	柳 梅	14	16	30	95	31.58%
	別 所	7	9	16	60	26.67%
	尾 崎	11	9	20	55	36.36%
	計	38	38	76	293	25.94%
6	清 水 ケ 丘 1 区	15	14	29	113	25.66%
	清 水 ケ 丘 2 区	18	12	30	157	19.11%
	清 水 ケ 丘 3 区	9	10	19	49	38.78%
	清 水 ケ 丘 4 区	8	13	21	89	23.60%
	清 水 ケ 丘 5 区	10	14	24	168	14.29%
	計	60	63	123	576	21.35%
7	金 翅 沖	8	14	22	123	17.89%
	金 翅 前	10	13	23	158	14.56%
	計	18	27	45	281	16.01%
8	宮 野	7	13	20	58	34.48%
	御 門	3	8	11	34	32.35%
	寺 鐘	9	10	19	67	28.36%
	計	19	31	50	159	31.45%
9	上 舟 沢	18	15	33	168	19.64%
	下 舟 沢	13	17	30	252	11.90%
	計	31	32	63	420	15.00%
10	宮ヶ瀬 1・2 区	13	18	31	170	18.24%
	宮ヶ瀬 3 区	2	1	3	20	15.00%
	そ の 他				3	
	計	15	19	34	193	17.62%
計		290	319	609	2934	20.76%
11	札 掛	4	2	6	8	75.00%
	計	4	2	6	8	75.00%
合計		294	321	615	2942	20.90%

訓練会場での消防団活動の紹介について

1 概 要

清川村消防団の活動等を地域の皆さんに紹介し、団活動への理解を深め、地域との連携強化を図るとともに、団活動への協力や団員の加入促進を図るため、各訓練会場を消防車で巡回し、防災訓練の参加者へ活動等を紹介する。

2 日 時

令和5年8月27日（日）午前9時30分から10時頃まで

3 場 所

- ・ 第1分団 . . . 8班 → 7班 → 9班
- ・ 第2分団 . . . 6班 → 5班 → 4班
- ・ 第3分団 . . . 1班 → 2班 → 3班
- ・ 第4分団 . . . 10班

※ 巡視者との重複を避けるため、上記の順番で巡回してください。

※ 別添の会場等一覧表を参照してください。

4 内 容

- ・ 08:30 無線を開局する（役場基地局へ開局を連絡）
- ・ 09:25 各訓練会場へ出向（上記の順でお願いします。）
- ・ 09:30 訓練会場へ到着
役場職員の進行により次の口述を参考に団活動等を紹介
- ・ 10:00 訓練会場の巡回終了後、詰所へ戻る
巡回終了を役場基地局へ無線で報告し、詰所で待機。

清川村消防団 第 ____ 分団の _____ です。

本日は、村民の皆さんに、私たち消防団の日ごろの活動等を紹介させていただくため、訓練会場を巡回しております。

村民の皆さんには、日ごろから消防団の活動に対しご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

清川村消防団は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という郷土愛護の精神に基づき、住民有志により組織された村の消防機関で、現在、85名の団員が各自の生業のかたわら、村民の皆さんの生命、身体、財産を災害から守るため、日夜活動しております。

消防団の活動は、火災が発生した際の消火活動はもちろんのこと、地震や風水害などの災害が発生した時の応急活動や、台風が接近した際の警戒活動などを実施しています。

また、平時は、村民の皆さんに対する火災予防の普及啓発をはじめ、消防資機材の整備・点検や消防訓練などを実施して、いざという時に、素早く出動し、消防活動ができるよう、日ごろから万全の態勢をとっております。

本日は、消火栓による初期消火を消防団員の指導により、自主防災隊の皆さんと連携して、訓練を実施いたします。

いざという時に冷静で安全に行動できるよう、初期

消火の方法を確認してください。

近年、全国各地で大きな災害が発生し、消防団に寄せられる期待が高まる一方、団員数は減少しており、本村でも新入団員の確保が困難な状況となっております。

消防団は地域を守るための住民有志による組織です。

本日、防災訓練にご参加の皆さんの中で、私たちとともに活動したいという方がおられましたら、分団または役場総務課の消防団担当まで、お申し出ください。

引き続き消防団へのご理解とご協力をいただきますよう、よろしく申し上げます。

以上で、消防団の紹介等を終わります。

ありがとうございました。

消火栓を使用した初期消火訓練の説明について

本訓練の実施にあたっては、次のとおり実施してください。

1 説明する団員の皆さんに守っていただきたいこと

- ・ 消火栓は、水圧が高く大きな事故につながるおそれがあるため、取扱いには十分注意してください。
- ・ 訓練の参加者は、成人とし、放水時、筒先を子どもに持たせるなどの危険な行為は絶対にさせないでください。
- ・ 日中の火災においては、主婦（女性）の対応が求められることも想定されるため、女性の参加も考慮し訓練を実施してください。
- ・ 訓練を安全に行うため、4名1組（筒先2名、伝令1名、消火栓操作1名）で実施するようにお願いします。
- ・ 消火栓を開けすぎると危険です。また、水道管内の「にごり」の発生原因となりますので、少し開ける程度にしてください。

2 訓練の内容

次の順で説明をお願いします（別途資料を配布します）。

- ① 隣近所への声掛け、119番通報、安否確認、役割分担の説明
- ② 消火栓の蓋の説明
- ③ ホース格納箱、中身の説明
- ④ 消火栓の蓋の開け方の説明
- ⑤ 消火栓の中の説明
- ⑥ ホースの延長の説明
- ⑦ 消火栓への接続の説明
- ⑧ 筒先の接続の説明

⑨ 水出し（開栓）の説明

⑩ 放水の説明

⑪ 止水、ホースの外し方

3 参 考

・ 消火栓 130基

・ 防火水槽 29基

・ プール 2箇所

令和5年度清川村消防団及び北消防署清川分署合同訓練実施計画

1 目的

この訓練は、清川村地内において発生する火災等の災害に迅速、的確に対応するため、清川村消防団、清川村役場及び北消防署清川分署が連携した訓練を実施し、確実な連絡体制の確保及び効率的な消防活動を行うことを目的とする。

2 実施日時

令和5年7月29日（土）午前9時から正午まで（小雨決行、荒天中止）

3 実施場所

愛甲郡清川村煤ヶ谷 545 番地2 清川村消防訓練場

4 参加部隊等

- (1) 清川村消防団
- (2) 清川村役場消防隊
- (3) 北消防署清川分署

5 訓練指揮者及び安全管理者等

- (1) 訓練総括責任者 清川分署長
- (2) 安全管理責任者 清川分署第二消防小隊長
- (3) 訓練指揮者 清川分署第二消防副小隊長
- (4) 訓練実施補助者 清川分署各小隊員
- (5) 安全管理・記録等 安全管理責任者が指名した者

6 参会者

- (1) 清川消防団長・副団長・本部付分団長
- (2) 清川村役場防災担当課長

7 観閲者

厚木市北消防署長・厚木市北消防副署長

8 訓練概要

- (1) 中継送水放水訓練（有圧水利、無圧水利）
- (2) 消防団デジタル簡易無線取扱訓練（想定訓練と併用して実施）

9 集合・訓練場所案内図

別紙1のとおり

10 その他

- (1) 当直部隊は、火災、救急等の災害出動態勢を確保し、訓練を実施する。
- (2) 訓練中の水分補給及び休憩は適宜実施するものとする。
- (3) 本訓練の参加に係る非直者及び週休者の時間外手当の取り扱いについては、「時間外勤務等の取扱いマニュアル」のとおりとする。

令和5年度清川村消防団及び北消防署清川分署合同訓練実施要領

1 実施日時

令和5年7月29日(土) 午前9時から正午まで (小雨決行、荒天中止)

※ 荒天時による訓練の中止については、午前7時までに清川村消防団長、清川村役場総務課及び清川分署長が決定する。

2 集合場所等

各参加部隊は【別紙1】に定める集合場所に午前9時までに集合する。

3 訓練開始報告

答礼者 清川村消防団長

4 訓練終了報告及び講評

(1) 答礼者 清川村消防団長

(2) 講評 厚木市北消防署長

5 訓練想定

清川村内において、たき火を実施していたところ、強風に煽られた炎が建物及び林野に延焼拡大したもの。

6 訓練概要等

(1) 清川1号車及び厚木2号車への中継送水(有圧水利、無圧水利)及び放水訓練を実施する。訓練参加部隊(以下「部隊」という。)は【別紙2】を参考に訓練を実施する。

(2) 清川分署各隊は、厚木市消防本部が定める消防訓練時安全管理要綱の規定に基づき、訓練中の事故防止に万全を期する。

(3) 清川村消防団員は、村等が定める安全管理要綱等に基づき、訓練中の事故防止に万全を期する。

7 活動開始・終了

(1) 各部隊は、集合場所に集結後、速やかに訓練が実施できるよう準備を行うこと。

また、各部隊の準備完了報告を受けた訓練指揮者は、訓練開始の合図を发出すること。

(2) 訓練開始報告及び訓練終了報告時は、集合体系図【別紙3】のとおり整列する。

(3) 資器材の準備及び撤収は、訓練進行の妨げとならないよう全員で協力して行う。

※ タイムスケジュールは、【別紙4】を参照。

8 訓練時の災害対応等

災害発生時は直ちに訓練を中止し、迅速な出動が可能となるよう努める。

なお、訓練中の救急出動含む各種災害出動は清川分署第一消防小隊(当直隊)で対応し、災害出動中の資器材等の撤収は清川分署第二消防小隊(非直隊)で実施する。

9 服装等

活動服、保安帽、革手袋、長靴または編上靴

10 関係機関等連絡先

(1) 厚木市北消防署清川分署 046-288-2119

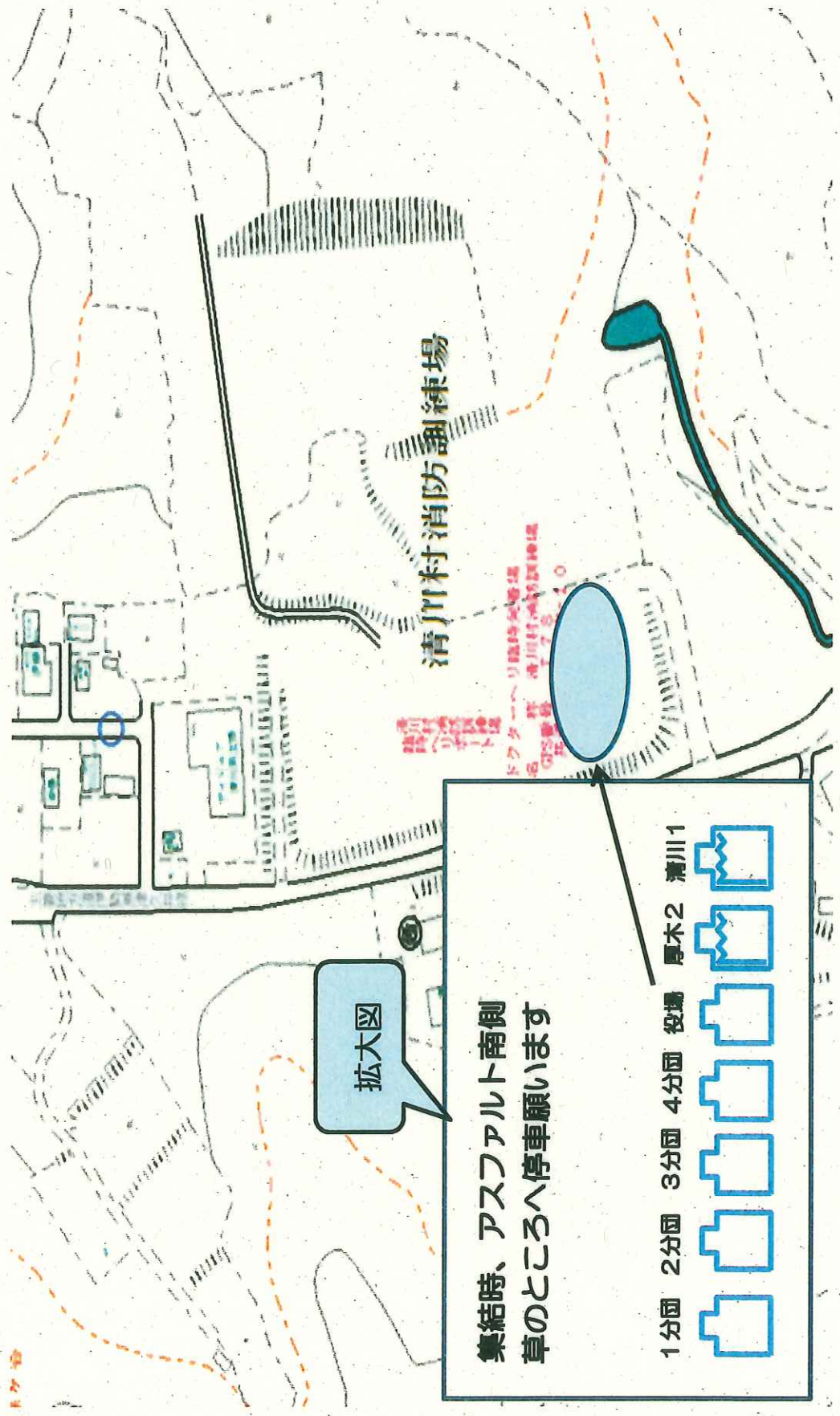
(2) 清川村役場総務課 046-288-1212

11 その他

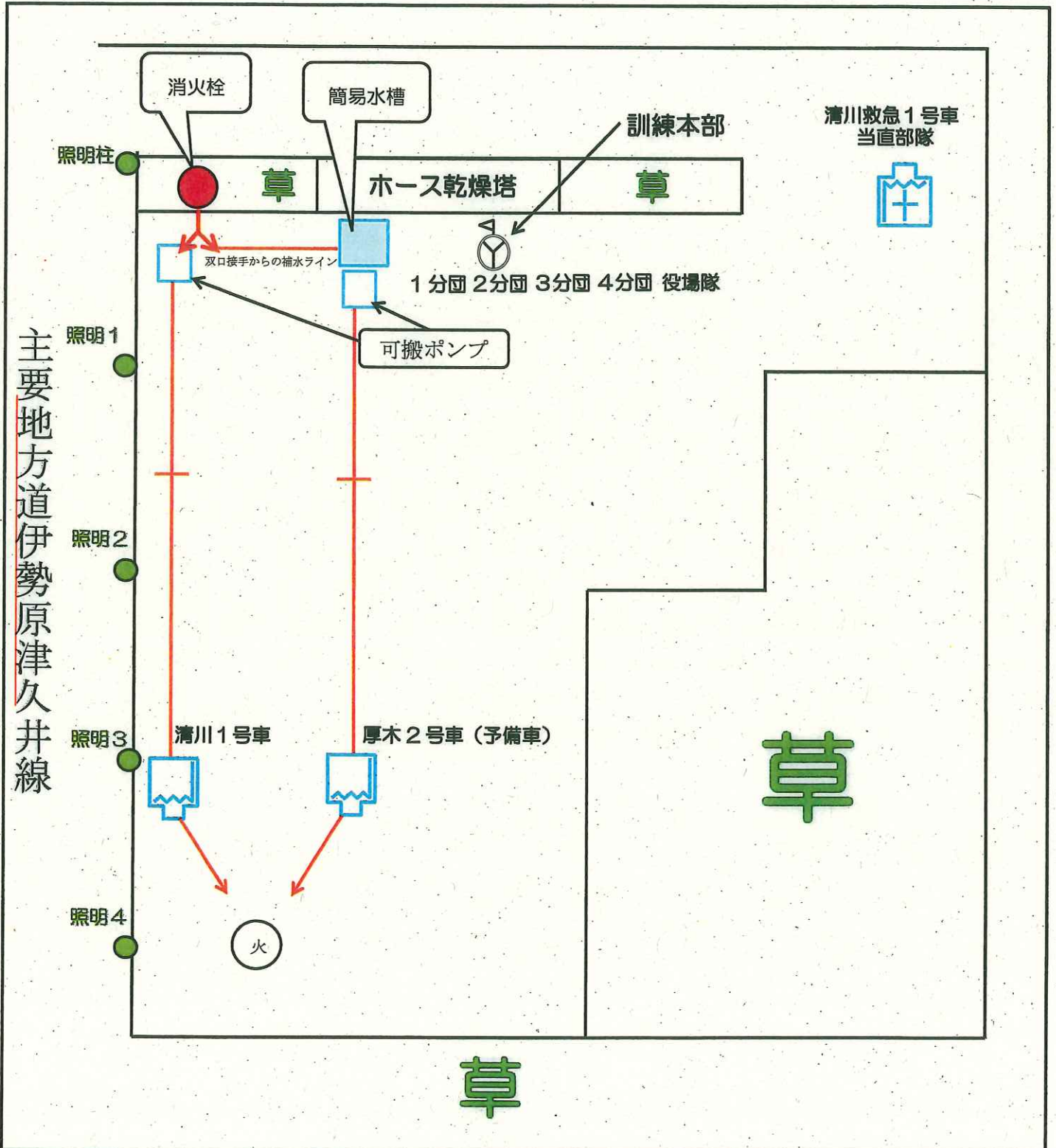
(1) 訓練中の水分補給及び休憩は適宜実施するものとする。

(2) 本訓練の参加に係る非直者及び週休者の時間外手当の取り扱いについては、「時間外勤務等の取扱いマニュアル」のとおりとする。

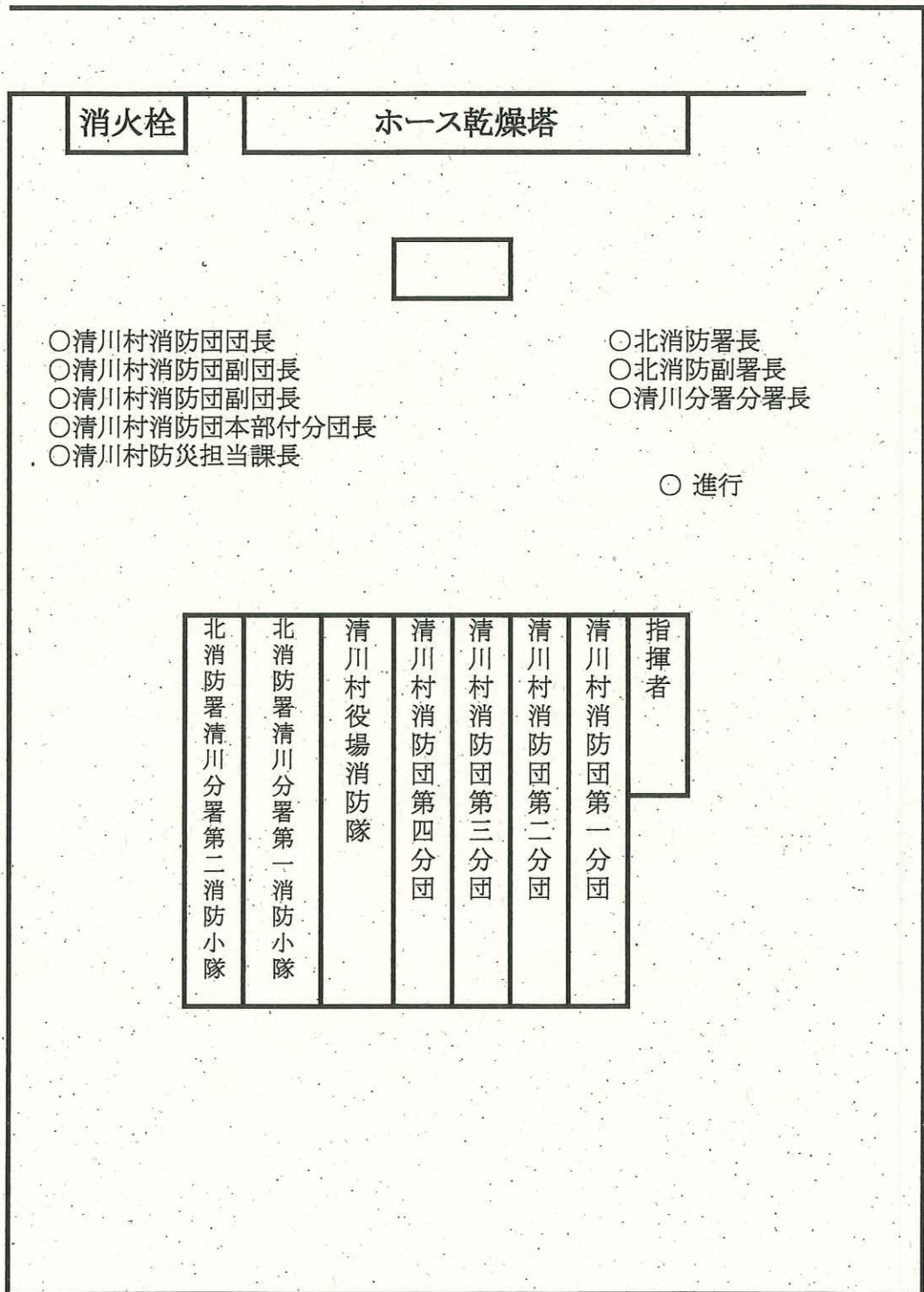
案内図 (集合訓練場所)



【訓練実施体系】



集合体系図



主要地方道伊勢原津久井線

令和5年度清川村消防団及び厚木市北消防署清川分署合同消防訓練タイムスケジュール

別紙4

予定時間	訓練項目	清川村消防団 (1分団・2分団)	清川村消防団 (3分団・4分団)	役場消防隊	清川分署第二消防小隊	清川分署第一消防小隊	
9:00	部隊集結	集合場所へ到着し、参加部隊の車両誘導を実施する。【別紙1参照】					
9:10	訓練開始報告・訓練 説明・準備開始	訓練開始報告【三橋小隊長】(答礼者 清川村消防団長) 開会式開会挨拶【清川村消防団長】 ※開会式後、各分団等は訓練説明【小島士長】を受け、説明中に安全管理隊が車両の移動、指揮本部設置、資器材準備を実施する。					
9:30 ～ 9:55	訓練開始1回目	訓練実施部隊 (無圧水利)	見取り	訓練実施部隊 (有圧水利)	訓練実施部隊 (放水)	安全管理、各種補助	
9:55 ～ 10:20	訓練開始2回目	見取り	訓練実施部隊 (有圧水利)	訓練実施部隊 (無圧水利)	訓練実施部隊 (放水)	安全管理、各種補助	
10:20 ～ 10:45	訓練開始3回目	訓練実施部隊 (有圧水利)	見取り	訓練実施部隊 (放水)	訓練実施部隊 (無圧水利)	安全管理、各種補助	
10:45 ～ 11:10	訓練開始4回目	見取り	訓練実施部隊 (無圧水利)	訓練実施部隊 (放水)	訓練実施部隊 (有圧水利)	安全管理、各種補助	
11:10	訓練終了	訓練終了後、撤収した後、団員及び隊員は集合体系に整列する。【別紙3参照】					
11:20	訓練終了報告 及び講評	訓練終了報告【三橋小隊長】(答礼者 清川村消防団長) 講評【厚木市北消防署長】					
11:35		全部隊にて撤収作業					
11:50		訓練検証					
12:00		撤収完了後、解散					

※ 進捗状況により、予定時間より時間が前後する場合があります。

令和5年度かながわ消防フェアの開催について（企画概要）

1 趣旨

近年、地震、大雪、土砂災害、火山噴火など、多様な災害が全国各地で発生しており、地域の安全・安心を支える消防の役割は、ますます重要になっている。多様な災害に備えるためには、県と市町村との連携を強化し、県全体の消防防災力のより一層の向上を図ることが必要である。

また、地域の実情を熟知した消防団は、地域における「共助」の中核として大きな役割を期待されており、充実強化を図ることが極めて重要である。

そこで、県と市町村が一体となって地域の安全・安心を支える消防活動をアピールし、県民の消防への理解と関心を高め、そして消防団の入団促進を図るため、かながわ消防フェアを開催する。なお、開催にあたっては神奈川県主催の関東大震災100年本庁舎イベントと同時開催する。

2 実施主体

主催：神奈川県

共催：県内市町村、公益財団法人神奈川県消防協会（予定）

3 名称

～関東大震災から100年～ かながわ消防フェア

4 実施日時

2023年9月2日（土）・3日（日）10時～16時（雨天中止（ただし小雨決行））

5 実施場所

象の鼻パーク（横浜市中区海岸通1）

神奈川県庁本庁舎（横浜市中区日本大通1）

6 実施内容（予定）

- (1) 車両展示ブース（政令3市他）
- (2) 防火衣着体験、放水体験等の実演・体験ブース（県内全地区（横浜・川崎・相模原・三浦半島・湘南・県西・県央））
- (3) 特産品配布ブース（三浦半島・湘南・県西・県央）
- (4) 消防女子（女性消防吏員）による採用広報ブース（県内市町）
- (5) ステージ等での観覧イベント
消防音楽隊演奏・演技、消防女子によるトークショー等
- (6) その他
消防団員による広報ブース、起震車・はしご車の乗車体験 等



令和4年8月19日

清川村総務課長 様

厚木市消防本部
警防課長

令和4年度厚木市消防震災警備計画に基づく震災対応訓練への
参加について（依頼）

残暑の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市消防行政に格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、令和4年度訓練計画に基づく震災対応訓練を実施いたします。

この訓練は、厚木市消防震災警備計画に基づく震災対応訓練及び厚木・清川消防連絡調整会にて承認されました厚木市・清川村消防訓練年間計画に定める訓練であり、貴村消防団と連携した災害対応と円滑な情報共有を図ることを目的として計画いたしました。

つきましては、貴村消防団の訓練参加について、特段の御配慮をお願いいたします。

- | | |
|--------|--------------------------|
| 1 実施日時 | 令和4年9月4日（日）午前8時30分から正午まで |
| 2 実施場所 | 署所管轄区域（清川村含む） |
| 3 訓練概要 | 管轄内巡回警備及び被害状況伝達訓練 |
| 4 その他 | 訓練詳細については、実施計画及び実施要領による。 |

担当 警防課警防係
電話 223-9368（直通）
担当者 石黒

令和4年度厚木市消防震災警備計画に基づく震災対応訓練実施計画

1 目的

本訓練は、厚木市消防震災警備計画に基づき、消防即応力及び初動対応の強化、早期に被害状況の把握に努めるとともに、管轄区域内における関係機関との組織的かつ効率的な部隊運用により被害を軽減させ、併せて消防体制の充実強化、災害対応能力の向上を目的とする。

2 訓練実施日時

令和4年9月4(日)8時30分から正午まで

3 訓練場所

厚木市内全域及び署所管轄区域

4 訓練対象者

- (1) 消防職員全員
- (2) 厚木市消防団(正副団長・正副分団長・各部長等)

5 訓練想定

令和4年9月4日(日)午前8時30分に東京湾を震源とする地震の発生(厚木市内では震度6弱を観測)により、管轄区域内に火災や建物倒壊等の被害が発生したもの。

6 訓練内容

- (1) 消防本部及び消防署職員は、各所属に午前8時30分(勤務に支障にならない時間)までに到着するように、自宅から徒歩又は自転車(オートバイ可)による参集訓練(消防署の非直者及び週休者は訓練実施要領に定める。)
- (2) 地震初動態勢確保訓練及び厚木市災害対策本部配備計画に基づく庁舎被害等の報告訓練
- (3) 厚木市消防震災警備計画に基づく任務分担対応図上訓練(本部職員)
- (4) 119番バックアップ対応訓練(非直指令課職員)
- (5) 消防署による実践に即した机上又は震災資器材取扱い訓練
- (6) 清川村消防団による管轄内巡回及び被害状況伝達訓練(清川村役場及び清川分署)

7 その他

その他訓練の詳細については、実施要領による。

令和4年度厚木市消防震災警備計画に基づく震災対応訓練実施要領

1 訓練実施日時

令和4年9月4日(日)午前8時30分から正午まで

※ 地震発生時間は8時30分とする。

2 訓練場所

厚木市内全域及び署所管轄区域等

3 訓練対象者

(1) 消防職員全員

(2) 厚木市消防団(正副団長・正副分団長・各部長等)

4 訓練想定

令和4年9月4日(日)午前8時30分に東京湾を震源とする地震の発生(厚木市内では震度6弱を観測)により、管轄区域内に火災や建物倒壊等の被害が発生したものとす。

5 訓練参加機関

清川村消防団(正副団長・指定する正副分団長・班長等)

6 訓練内容

(1) 当該訓練日の当直職員は、各所属へ午前8時30分(勤務に支障とならない時間)までに到着できるよう、「厚木市消防震災警備計画」に基づく参集(上署)訓練を実施する。また、各所属の当直責任者は、上署集計表を作成し、後日、消防総務課へ提出する。

(2) 厚木消防署長及び厚木副署長は、厚木消防署に参集し、別途計画する図上訓練に参加する。

(3) 北消防署長及び北副署長は、厚木消防署に参集し、別途計画する図上訓練に参加する。

(4) 本部職員等は、以下の訓練等を実施する。

ア 本部職員及び消防署日勤職員は、午前8時30分までに到着できるよう、「厚木市消防震災警備計画」に基づく参集(上署)訓練を実施する。また、管理係長及び管理係員については、別途計画する図上訓練に参加する。

イ 指令課職員は、地震発生(想定)の8時30分に一斉放送により「訓練：初動体制確保」を指令するとともに、全職員あてに「訓練：地震発生メール」を送信する。

また、指令課長から指定された指令課員(非直者)は、北消防署へ出向し、119番バックアップシステムの運用を確保する。

ウ 地震発生後(想定)、本部職員及び消防署日勤職員は、別途計画する図上訓練を実施する。

(5) 厚木市消防団は、以下の訓練を実施する。

ア 正副団長は、9時00分までに消防本部3階消防対策本部に参集する。

イ 消防団長は、上署後に副団長が実施する簡易デジタル無線機を使用した通信訓練を管理監督する。

ウ 副団長は、上署後に各地区で実施する防災訓練等に出向している各分団長に対し、簡易デジタル無線機を使用して自治会等で実施される防災訓練実施状況等の報告を

求める。

エ 各分団長は、副団長からの求めに対し、簡易デジタル無線機を使用して各部長へ報告を求め、情報を集約して副団長に報告する。

オ 各部長は、分団長からの求めに対し、簡易デジタル無線機を使用して訓練実施状況を簡潔に報告する。

(6) 消防署当直者は、各署において事前に自主計画した震災対応訓練(受持管内を想定した机上訓練及び震災用資機材を活用した実践訓練等)を実施する。

(7) 消防署非直者及び休暇者(週休等)

ア 消防署の訓練当日の消防署非直者及び休暇者(週休等)は、別に設定した当直日に各所属へ午前8時30分(勤務に支障とならない時間)までに到着できるよう「厚木市消防震災警備計画」に基づく、参集(上署)訓練を実施し、所属長へ報告する。

イ 事前に自主計画した震災対応訓練(受持管内を想定した机上訓練及び震災用資機材を活用した実践訓練等)を9月5日から9月26日までに実施し、その訓練内容及び結果等を任意書式により所属長経由で署長まで報告し、その写しを警防課へ提出する。

7. 清川村消防団

(1) 消防団長、副団長、本部付分団長及び第2分団の消防団員は、指定した時間までに清川村役場に参集する。

(2) 消防団長は、上署後に被害の発生が想定される場所に第2分団を任意出動させ、副団長が実施する簡易デジタル無線機を使用した通信訓練を管理監督する。

(3) 副団長は、上署後に任意出動した第2分団長に対し、簡易デジタル無線機を使用して状況等(予想される被害等)の報告を求める。

(4) 第2分団長(第2分団)は、副団長の求めに対し、簡易デジタル無線機を使用して状況等(予想される被害等)を簡潔に報告する。

8 服装等

当該震災対応訓練に参加する職員は、すべて指定された災害活動時の服装とする。

なお、参集(上署)時は、通常の服装とするが、訓練当日は、消防職員に相応しい服装に努めること。

9 その他

(1) 参集訓練を実施した職員は、「厚木市消防震災警備計画」に基づく様式により、上署報告書を警防課へ提出し、職員の上署状況の把握と統計上の資料として上署集計表を消防総務課へ提出すること。

(2) 時間外手当等の取扱いは、時間外取扱い処理マニュアルのとおりとする。

令和4.9.4 厚木市震災対応訓練 訓練資料（清川村消防団）

区分	回無線	活動概要	詳細
清川村 災対本部	5ch	災対本部を設置し、消防団を非常招集（想定）	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生により村内に被害が発生していることを想定し、災害対策本部を設置する。 消防団を非常招集する。（第2分団）
消防団本部	5ch	地震発生に伴い、役場庁舎に参集（9:30まで）	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生に伴う応急活動のため役場に参集する。 無線を開局し、出動人員を取りまとめる。
第2分団	5ch	地震発生に伴い、詰所に参集（9:30まで）	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生に伴う応急活動のため詰所に参集する。 無線を開局し、出動人員を団本部へ報告する。
清川分署	5ch	災対本部連絡員として分署長が役場へ参集	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置に伴い、清川分署長は連絡員として役場へ参集する。
消防団本部	5ch	第2分団に被害状況の調査を命令	<ul style="list-style-type: none"> 消防団本部は、第2分団の管轄内の被害状況を確認するため、管轄内の調査を実施し、午前10時までに団本部へ報告するよう指示する。 <p>※ 副団長1、本部付分団長1は、災害発生場所（別所温泉入口バス停付近）へ移動して、車両を旧山田精米店敷地内に駐車し、調査で巡回（状況により無線にて呼び出し）してきた第2分団を同敷地内に車両を駐車させて状況付与する。</p>
第2分団	5ch	管轄内の被害状況の調査を実施して、結果を団本部へ報告	<ul style="list-style-type: none"> 第2分団は、車両により根岸地区から順に尾崎地区を巡回して管轄内の被害状況を調査し、その結果を午前10時までに団本部へ報告する。 <p>※ 災害発生場所を煤ヶ谷1583大矢宅北側斜面とするため、旧山田精米店付近で待機している状況付与役の副団長等の誘導により、車両を旧山田精米店敷地内へ駐車し、指示を受ける。</p>

区分	団無線	活動概要	詳細
清川村 災対本部	5ch	消防団からの災害発生のお知らせに対する清川分署への対応要請	<ul style="list-style-type: none"> ・【想定】村内の被害状況の調査にあたっては第2分団から、煤ヶ谷地区煤ヶ谷 1583 大矢宅北側斜面が 5m x 10m に渡り崩落しているとの情報が役場災害対策本部に寄せられた。 ・ 清川分署長に、災害発生情報を伝達し、流出土砂の排除作業について厚木消防の出動を要請する。
清川分署	デジタル無線	村災害対策本部からの要請により出動要請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清川分署長は、厚木市消防対策本部へ被害状況及び活動状況を報告し部隊の出動を要請する。
消防団本部 第2分団	5ch	訓練終了・解散	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団本部から第2分団へ訓練終了を伝え、第2分団は詰所で、団本部は役場で解散する。

訓練進行資料

[煤ヶ谷 1583 番地大矢宅北側斜面土砂崩れ]

区 分	内 容
団本部設置・第2分団参集完了報告	
団本部	訓練、訓練、団本部から各分団へ連絡する。 〇〇時〇〇分、団本部設置完了、これより無線開局。 無線の呼び出し名称は「本部」とする。 なお、各分団にあつては、参集完了後、団本部まで無線連絡願 いたい。以上。
第2分団	訓練、訓練、第2分団から本部。 第2分団、〇〇時〇〇分をもって参集完了。 これより無線開局、呼び出し名称は「2-1」。 なお、参集人員にあつては〇人となります。以上。
団本部	訓練、第2分団にあつては、〇〇時〇〇分参集完了。 参集人員にあつては、〇人。本部了解。
第2分団管内被害状況調査実施	
第2分団	訓練、訓練、2-1から本部。
団本部	訓練、本部です。2-1どうぞ。
第2分団	訓練、第2分団にあつては、これより管内の被害状況調査を実 施します。
団本部	訓練、第2分団にあつては管内調査を実施する件、了解。
土砂災害発生箇所の調査依頼	
団本部	訓練、訓練、本部から2-1。
第2分団	訓練、2-1です。本部どうぞ。
団本部	訓練、煤ヶ谷 1583 番地北側斜面にて土砂崩れが発生したとの情 報あり。至急、現場の状況を確認願いたい。

区 分	内 容
第2分団	訓練、2-1了解。至急、現場に向かいます。
団本部	訓練、本部から2-1。 なお、現場付近の旧山田精米店敷地内に〇〇副団長と〇〇本部付分団長が向かっているのので、合流願いたい。
第2分団	訓練、2-1了解。
土砂災害発生箇所の調査活動	
第2分団	訓練、訓練、2-1から本部。
団本部	訓練、本部です。2-1どうぞ
第2分団	訓練、2-1です。 旧山田精米店敷地内に到着し、〇〇副団長及び〇〇本部付分団長と合流済み。 これより、徒歩にて現場付近に移動し、調査活動を実施します。
団本部	訓練、2-1にあつては調査活動開始の件、了解。
第2分団	訓練、2-1から本部。
団本部	訓練、本部です。2-1どうぞ。
第2分団	訓練、土砂災害発生現場に到着しました。 煤ヶ谷1583番地大矢宅北側が5m×10mに渡り崩落しており、民家に差し迫る可能性がある状況となります。 これより、現場付近の人的被害等、詳細の調査を実施します。
団本部	訓練、現場付近の詳細な調査活動を実施する件、了解。 2次災害に十分注意し、調査活動を実施すること。
第2分団	訓練、2-1了解しました。
調査結果について報告	
第2分団	訓練、訓練、2-1から本部。
団本部	訓練、本部です。2-1どうぞ。

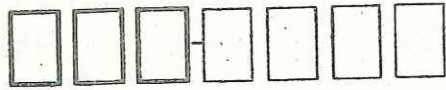
区 分	内 容
第2分団	<p>※次の内容について、団本部に無線連絡を実施する。</p> <p>【人的被害】 なし</p> <p>【道路状況】 通行不可</p> <p>【災害規模】 第2分団のみでは対応不可能</p> <p>【その他】 さらなる崩落の発生危険があるため、付近住民への避難指示を実施する。</p>
団本部	<p>訓練、現場の詳細状況について了解。</p> <p>これより、災害対策本部と調整し、厚木消防への出動要請について検討する。</p>
第2分団	<p>訓練、了解。</p>
<p>災害対策本部連絡員として参集している清川分署長が厚木消防対策本部へ災害概要を報告し、部隊出動について調整を実施する。</p> <p>その結果について災害対策本部から団本部へ情報共有される。</p>	
団本部	<p>訓練、訓練、本部から2-1。</p>
第2分団	<p>訓練、2-1です。本部どうぞ。</p>
団本部	<p>訓練、災害対策本部からの情報により、厚木消防の〇〇隊が現場へ出動します。消防部隊にあつては、約30分後に到着予定。現場にて合流願いたい。</p>
第2分団	<p>訓練、了解しました。</p>
団本部	<p>訓練、以上で震災対応訓練を終了します。</p> <p>第2分団は詰所に戻り、解散してください。</p> <p>本日は、大変お疲れさまでした。</p>
第2分団	<p>訓練、震災対応訓練終了の件、了解しました。</p> <p>お疲れさまでした。</p>

震災対応訓練（付加想定）

発生日時	令和4年9月4日（日）午前9時40分ころ
発生場所	清川村煤ヶ谷1583番地北側斜面 県道60号線別所温泉入口バス停付近
災害発生概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道60号線、別所温泉入口バス停付近において、東側の山の斜面で5m×10mに渡る土砂崩れがあり、民家に差し迫る勢いである状態。 <p>【付加状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人的及び物的被害 なし ・ 道路状況 通行不可 ・ 災害規模 第2分団のみで対応不可
第2分団による報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害の状況 ・ 道路の状況 ・ 負傷者の有無 ・ 分団が対応する内容



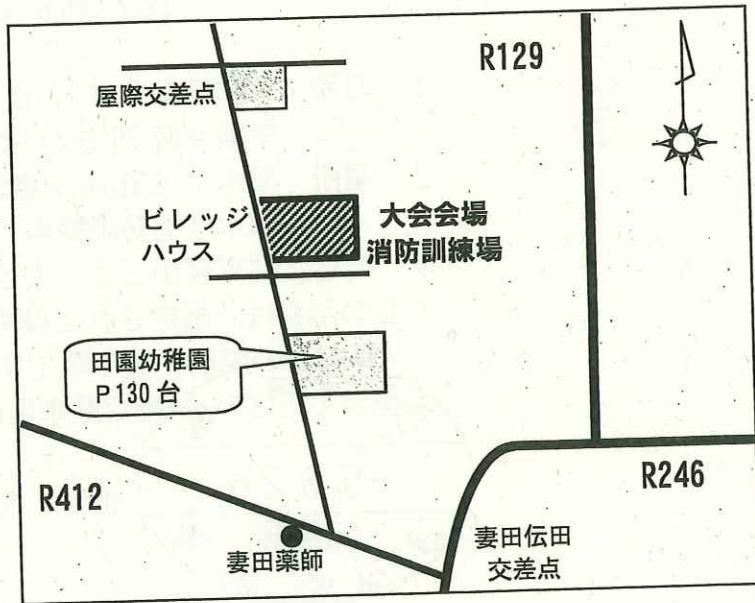
郵便はがき



〒 243-0195
愛甲郡清川村煤ヶ谷 2216

清川村消防団長
小島 高德 様

No. 39



謹啓 時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から消防行政に対しまして御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、消防団員の士気高揚と消防基本技術の向上を図るため、第19回厚木市消防団消防操法大会を次のとおり開催することとなりました。

つきましては、公私御多忙の折、誠に恐縮に存じますが、御臨席を賜りますよう御案内申し上げます。

謹言

令和5年6月吉日

厚木市長 山口 貴裕
厚木市消防団長 川田 啓一郎

- 1 日時 令和5年7月23日(日)(小雨決行)
午前9時30分から午前11時30分まで
- 2 場所 厚木市三田1475番地1

厚木市消防訓練場(北消防署陸合分署併設)

※ 会場に駐車場がございませんので、お車でお越しの場合は、指定された場所に駐車願います。

御来場の際は、お手数ですが、本状を受付に御提示ください(指定駐車場は表面地図を参照)



担当 消防本部警防課警防係
電話 046-223-9368